

新型コロナウイルス感染症関連ニュース Vol.38 (※R2.4.13以降カウント)

※会員専用HPにも掲載しております。

(一社) 島根県歯科医師会



<https://www.shimane-da.or.jp/corona>

各種見舞金・助成金・保険について (ご案内)

詳細資料は、ホームページ <https://www.shimane-da.or.jp/corona> に掲載しています。

1. 新型コロナウイルス感染被害見舞金 (日本歯科医師会)

期間短縮

【給付金額】 20万円(令和2年度時限措置から通算して、原則1会員歯科診療所あたり給付は1回に限る)

【給付対象】 **令和4年9月30日までに**会員歯科診療所の歯科医師やスタッフが新型コロナウイルスに感染し、休業(休診)を余儀なくされた場合。

【見舞金申請期限】 令和5年3月31日消印まで有効

【申請先】島根県歯科医師会

※令和2年度以降の休診が対象となり、遡りの申請も可能

2. 企業総合補償保険

島根淞南有限会社が取り扱う歯科医院の休業リスクに備えた総合保険です。加入者へは、火災・自然災害の他に、院長やスタッフの新型コロナウイルス感染等での休業(休診)時に補償されます。詳しくは事務局までお問い合わせください。

3. 全国歯科医師国民健康保険組合「新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金」

対象は被保険者で、新型コロナウイルスに感染または感染を疑われる症状(発熱など)により、休業を余儀なくされ、収入が減った場合に支給されます。詳しくは事務局までお問い合わせください。

4. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

期間延長

令和4年1月1日から同年9月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主は助成金の対象となります！

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、**臨時休業などをした小学校など(保育所等を含みます)**に通う子ども

②新型コロナウイルスに**感染した子ども**など、小学校などを休む必要がある子ども

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(上限あり)

【問い合わせ先】 小学校休業等対応助成金コールセンター 0120-60-3999

5. 令和3年度新型コロナウイルス感染症対応「日本歯科医師会休診補償制度」は新規加入できません

問い合わせが増えておりますが、**標記保険は現在新規加入はできません**。既に加入している方は保険期間中ですので、該当事案がありましたら損保ジャパンの窓口へ報告書をご提出ください。

6. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

詳しくはホームページをご覧ください

詳しくはホームページをご確認いただくか、事務局までお問い合わせください。